

市民が市に意見を伝える方法 (表1)

*フロー図の黒い四角枠については、市民の皆さんが行う部分です。

①パブリックコメント

条例案や計画案を広く市民に公表し、文章やメールなどで意見を求める方法。



②市民意識調査

一定の質問形式で市民から意見を求める方法。



③意見交換会

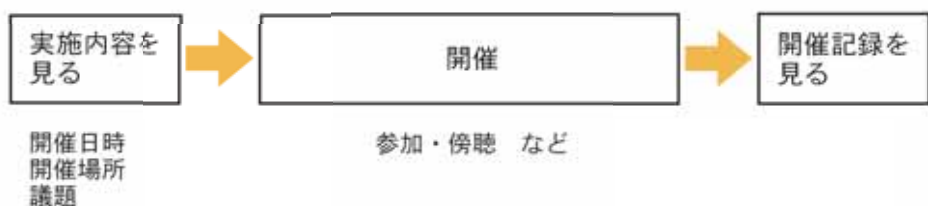
市の事業について、市民と行政が意見交換する方法。

④ワークショップ

ファシリテーター(会議進行役)の進行の下、市民と行政や市民相互の共同作業を通じて一定の方向性を合意形成する方法。

⑤審議会など

市政運営における特定のテーマについて、専門家などにより検討する方法。



⑥その他

内容によって、他の方法をとることもあります。

公表の方法

広報まきのはら、市ホームページ、担当窓口での閲覧・配布など。

▼男女いずれかの委員の数が委員総数の3割未満とならない
▼公募による委員の数が委員総数の2割以上になる
▼市議会議員と市職員は原則として選任しない

▼他の審議会などの委員を2以上兼ねる者は選任しない
▼ずっと住み続けたい牧之原市を目指す
私たちを取り巻く環境は常

に変化し続けています。そうした変化の中では、これまでのやり方では解決が難しいさまざまな課題が出てきます。この条例は、そうした課題について市民と行政が一緒に

のです。皆さんから出された思いのこもった意見や提案は、市で総合的に検討し、適切に市政へ反映させるよう取り組んでいきます。また、市政の情報やまちづ

くりの場を積極的に提供し、参加しやすい環境づくりにも努めていきます。「やっぱり牧之原市はいいな、牧之原市に住んで良かった」と誰もがそう思える市を共に目指していきましょう。



10月1日から「牧之原市政への市民参加に関する条例」がスタート



みんなの意見を生かすまちづくり

「牧之原市政への市民参加に関する条例」が10月1日に施行されることに伴い、具体的な手続方法などを定めた「牧之原市政への市民参加に関する条例施行規則」も同時に施行されます。今まで以上に幅広く市民の皆さんからの意見を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

問い合わせ 地域政策課 石神 ☎030053

平成26年2月議会で可決された「牧之原市政への市民参加に関する条例」について、具体的な参加手続の方法を規則としてまとめました。10月1日からはこの条例と規則を基に、市民一人一人が持つ知識や経験などを生かした意見や提案を、これまで以上にまちづくりに反映していきます。

この条例は、これまで行ってきた市民参加を統一のルールとして定めたものです。市民の皆さんに新たな負担をかけるものではありません。

市民参加のルールを明文化することで、参加の仕組みがより分かりやすくなり、皆さんの意見や提案がまちづくりに反映されやすくなります。

市が皆さんに参加や意見を求めるとき

27年度から毎年、会議の開催予定や内容などを広報紙やホームページなどでお知らせします。これにより、市がどのように市民の皆さんの参加を求めているかを知ることができ、これまで以上に皆さんが参加しやすい環境が整います。

市が市民の皆さんの参加や意見を求めるのは、まちづく

りに関係する重要な計画の策定や大規模な施設の設置を行うときなどです。

▼「参加や意見を求めるとき」
総合計画など、これから目指すまちの基本的な計画をつくる・変更するとき

▼市民の皆さんが守らなければならぬルールや、権利を制限する条例をつくる・変更するとき

▼通学地域の見直しなど、市民生活に大きな影響を与える制度をつくる・変更するとき

▼学校や公園など、大規模な公共施設を整備する計画をつくるとき

市民が市へ意見を伝える方法

皆さんが意見や提案を伝える方法としては、左の表1のとおりとなっています。

市が皆さんから参加や意見を求めるときは、表1の中から2つ以上の方法を用いることになっています。

また、市民参加の方法の一つである「審議会など」の委員選考方法についても次のとおり明文化しました。

▼「委員選考の方法」
年齢や職業などを十分に考慮し、公正かつ均衡をとる